

障がいのあるお子さんへの支援

障がいの有無に関わらず、すべてのお子さんが身近な地域でその子にあった支援と療育が受けられるよう、また、そうした支援が切れ目なく一貫して行われるよう、各種のサービスがあります。

問 障がい者支援課

丸子地域自治センター 市民サービス課
真田地域自治センター 市民サービス課
武石地域自治センター 市民サービス課

大手1-11-16

上丸子1612

真田町長7178-1

下武石742

☎0268-23-5158

☎0268-42-1118

☎0268-72-2203

☎0268-85-2068

障害者手帳

障がいにより3つの種類があり、一貫した相談や支援を受けられるよう交付されます。

▶ 身体障害者手帳

▶ 内容

身体に障がいのある方を対象とした手帳で、程度により1級から6級までの区分があります。

▶ 申請方法

障がい者支援課(または、各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▶ 必要なもの

- 交付申請書
- 所定の診断書
- 写真(縦4cm×横3cm正面脱帽)
- 個人番号がわかるもの
- 身元確認書類

▶ そのほか

審査・決定を県が行うため、判定まで2か月程度かかります。

▶ 療育手帳

▶ 内容

知的発達に遅れのある方を対象とした手帳です。
程度により、A1(重度)、A2(中度+身体障害者手帳1~3級)、B1(中度)、B2(軽度)までの区分があります。

▶ 申請方法

児童相談所職員による面接・検査を行います。事前に予約が必要です。

▶ 必要なもの

- 交付申請書
- 写真(縦4cm×横3cm正面脱帽)

▶ そのほか

審査・決定を県が行うため、判定まで1か月程度かかります。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

▶ 内容

精神に障がいのある方を対象とした手帳で、程度により1級から3級までの区分があります。

▶ 申請方法

障がい者支援課(または、各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▶ 必要なもの

- 交付申請書
- 所定の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等
- 写真(縦4cm×横3cm正面脱帽)
- 個人番号がわかるもの
- 身元確認書類

▶ そのほか

審査・決定を県が行うため、判定まで2か月程度かかります。

Q&A

Q. 障がいがあればだれでも手帳が交付されるの？

A. 障がいがある(診断されている)方でも、程度により手帳が交付されない場合があります。

また、一旦手帳を交付されても、年齢、状態により更新が必要になる場合があります。

各種手当等の支給

▶特別児童扶養手当

▶内容

重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある、20歳未満の児童の養育者に支給されます。(所得が一定額を超える場合は支給されません。)

▶手当(月額)

1級:53,700円 2級:35,760円

▶対象者

在宅の児童で、身体障害者手帳1級～4級程度の児童、療育手帳A、B程度の児童または精神障がいのある児童

▶申請方法

障がい者支援課(または各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▶必要なもの

- 申請書
 - 戸籍謄本
 - 所定の診断書(ただし、療育手帳A1、身体障害者手帳1級～4級(内部障がいを除く)を所持している場合は省略できる場合があります)
 - 請求者名義の通帳
 - 印鑑
 - 個人番号カードまたは通知カード
 - 本人確認書類(運転免許証等)
 - 障害者手帳の写し
- ※必要に応じて提出する書類があります。

▶障害児福祉手当

▶内容

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。(所得が一定額を超える場合は支給されません。)

▶手当(月額)

15,220円

▶対象者

在宅の児童で、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児(詳しくは、ご相談ください。)

▶申請方法

障がい者支援課(または、各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▶必要なもの

- 認定請求書
- 所定の診断書
- 所得状況届
- 手当を受けたい児童名義の通帳の写し

▶ 特別児童年金

▷ 内容

障害児福祉手当の対象外で、要件を満たした児童を養育している方に支給されます。

▷ 手当(月額)

3,500円

▷ 対象者

特別児童扶養手当の支給を受けていて、障害児福祉手当の支給に該当しない児童(20歳未満)。

▷ 申請方法

障がい者支援課(または、各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▷ 必要なもの

○申請書 ○印鑑 ○通帳の写し

医療費の助成(自立支援医療)

福祉医療費給付金制度(P22)のほかに、障がいのある児童への医療費の自己負担額の補助があります。児童の自立支援医療は、精神通院医療と育成医療の2種類あります。

▶ 自立支援医療

▷ 内容

医療機関での窓口負担が3割(2割)から1割となります。さらに、所得により自己負担の上限月額が設けられ、医療費の自己負担額が軽減されます。

(所得が一定額を超える場合は対象となりません。)

▷ 対象者

《精神通院医療》

精神疾患等を継続的に治療する必要がある方の通院医療費の自己負担分の補助を行います。(上田市の国民健康保険の加入者は、自己負担分が全額補助されます。)

《育成医療》

身体に障がいのある又は現存する疾患を放置すると、将来障がいを残すと認められる児童(18歳未満)に対し、それを除去・軽減する手術等により確実に効果のある治療に必要な医療費の自己負担分の補助を行います。

▷ 申請方法

障がい者支援課(または、各地域自治センター 市民サービス課)へ必要なものを提出してください。

▷ 必要なもの

○申請書 ○所定の診断書
○保険証の写し ○個人番号がわかるもの
○身元確認書類



日常生活の支援

発達の遅れや障がいのある児童とその家族を支援するため、障がい福祉サービスがあります。福祉サービスは児童本人が力をつけるために効果的な支援となるよう計画的に行います。サービスの種類や世帯の課税状況等により利用料が決定します。

| 名称 | サービス内容 |
|-----------------|--|
| 児童発達支援事業 | 発達の遅れや障がいのある未就学児が児童発達支援センター等の療育施設へ通い、日常生活での基本的動作や知識等を習得するとともに、集団生活に適應できるよう成長、発達に合わせた指導・訓練等を行います。 |
| 保育所等訪問支援事業 | 保育所等に通う障がいのある児童が、集団生活に適應し安定した利用ができるように、訪問支援員が保育所等に訪問し専門的な支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 放課後や長期休み等の学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう指導・訓練等を行います。 |
| 行動援護 | 行動上著しい困難がある常時介護を要する障がいのある方に対し、行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を行います。 |
| 日中一時支援 | 障がいのある方の日中活動の場を確保し、家族が一時的に休息時間が取れるよう支援を行います。 |
| 移動支援 | 移動に困難な障がいのある方を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活と社会参加の促進を図ります。 |
| 心身障害児(者)タイムケア事業 | 障がいのある方が家庭で監護を受けることができず一時的に監護を必要とする場合に、登録した事業所や個人に監護を依頼します。 |

このほかに、居宅介護、短期入所(ショートステイ)等の福祉サービスがあります。詳しくは窓口へご相談ください。

用具等の給付

◆補装具

▷内容

身体機能を補完又は代替し、かつ長時間にわたって継続して使用する義肢や車いす等の補装具について、購入・借受け又は修理の費用を支給します。

▷必要なもの

- 申請書 ○意見書
- 見積書 ○個人番号がわかるもの
- 身元確認書類 等

▷要件

種目により、県の更正相談室の判定が必要です。

▷支給額

補装具により上限額が異なります。ご相談ください。

◆日常生活用具

▷内容

重度の障がいのある方の日常生活の便宜が図られるよう、日常生活用具の購入費を給付します。

▷必要なもの

- 申請書 ○見積書等

▷要件

種目により障がい種別や程度、年齢制限等があります。

▷支給額

用具により上限額が異なります。ご相談ください。

その他のサービス・補助

| | 内容 | 支給額 |
|------------------------|--|-------------------------------|
| 児童施設 通園費等補助 | 児童通所施設等を利用する児童が、通所施設等に 通所する場合の交通費を補助します。 | 交通費(公共交通機関利用代、 ガソリン代等)×1/2 |
| 心身障害者 歯科治療 通院費補助 | 重度の心身障がいのある方が、歯科治療のため、 重度心身障害者歯科医療を実施している病院に通院 する場合の通院費を補助します。 | 交通費(公共交通機関利用代、 ガソリン代等)×1/2 |
| 訪問理美容 サービス | 重度の障がいのある方で理髪店又は美容院へ出向 くことが困難な方が自宅で理美容サービスを受け る場合の理美容師の出張料金を補助します。 | 2,095円/回(年間最大6回ま で) |

▶信州パーキング・パーミット制度

問 障がい者支援課 ☎0268-23-5158 健康推進課(妊産婦の方) ☎0268-23-8244
丸子・真田・武石各地域自治センター市民サービス課

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方が県内の公共施設などの駐車場を利用する場合、専用の案内表示のある駐車区画を利用するために県内共通の利用証を交付する制度です。障がいをお持ちのお子さんや妊産婦の方などが対象になりますのでご利用ください。

▶案内表示



車いす使用者用 車いす使用者以外用

